

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第25回 職務上の氏名(旧姓・通称)使用における不都合、支障の解消に向けて

男女共同参画推進本部事務局次長 的場 美友紀 (52期)

1 弁護士の「職務上の氏名」の使用について

弁護士は、戸籍上の氏名以外の「職務上の氏名」を届け出て、使用することができる。日弁連で策定された「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」によると、「戸籍上の氏名以外の「職務上の氏名」の届け出をしている会員は、2017年9月15日現在で2,886人であり、このうち約87%の2,516人が女性会員である」「これは、女性会員総数7,242人の約35%であり、女性会員の3人に1人は「職務上の氏名」を使用していることになる」とのことである。「職務上の氏名」による業務は、最近の取扱いの変更等により改善が図られた点はあるもののいまだ多くの困難が伴っており、これを使用する会員の業務に対する障壁となっている。

2 旧姓使用に関する現状

2017年5月25日には、内閣府における男女共同参画会議において、内閣総理大臣及び関係各大臣への意見として、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」が決定されており、その中で、「引き続き、旧姓使用の拡大に向けて検討を加速させるべきである」として、政府から各方面に対し、旧姓使用を拡大するための取り組みが求められている。

また、2017年7月4日付で、最高裁判所から日弁連に対し、2017年9月1日から裁判関係文書に旧姓の使用を認める旨の通知がなされた。この取扱いは、裁判官を含む常勤職員だけでなく、調停官、調停委員、司法委員等の非常勤職員についても適用されることである。記憶にある会員もいるかと思われるが、本年1月には、弁護士出身の最高裁判所判事が

初めて旧姓使用するとの報道がなされた。

3 当本部の取り組み

2016年度、当会が定めた第二次男女共同参画基本計画では、職務上の氏名(旧姓・通称)を使用する際の不都合、支障を解消することを目標の一つとしていることから、当本部では、「職務上(旧姓・通称)の氏名」の使用に関する実態を調査すべく、昨年11月にアンケートを実施した。その結果、個別に対応がされている実情はあるものの、未だ、多くの支障が生じていることが明らかになった。

これを踏まえて、当本部では、職務上の氏名(主に旧姓)の使用に関する運用の現状について、主な金融機関や日本公証人連合会に照会を行い、かかる照会に対する回答如何によっては、さらに、金融機関支店毎等に個別に「職務上の氏名」の使用に関する運用の実情調査等を行う予定である。最終的には、先のアンケートで寄せられた事例とともに、実情調査によって得られた結果を当会会員に紹介、情報提供することを検討している。

当本部としては、職務上の氏名の使用に関する障壁を解消するために、日弁連とも協働し、関係各所に対する働きかけはもちろん、手の届くところから、具体的に障壁を取り除く方策を模索し、地道に取り組んでいきたいと考えている。